いという状況が生じた。

た。もっとも厄介なのは

般法が適用されることになった時、それが大きな問題とな

かし、2002年にミオ命令が撤廃され、

フラン

ス

の

所有者不明不動産対策 フランスでの

ポ ダニエル 機構事務局長 コルシカ経済発展 ルヴレ ij

置 オンの生地として知ら するコ フラン ıν スにも所有者 シカ島は、 ナ n 不 明

の結果、多くの不動産は相続申告がされず、相続登記もなされな 特別な税制が設けられ、コルシカに所在する不動産については 化・風習を維持してきた。不動産においては「ミオ命令」という 相続申告をしなくても罰金を科さない」と規定されていた。 フランス本土とは異なる特別な自治権が与えられ、 風習を築いてきた。約2世紀 が、長きに亘り独自の文化と 前にフランス領となった後 土地がある。地中海西部に位 、その文 る

Ł

が複数の所有者で所有されつつも分割協議がされていない ないため、流通にも悪影響を及ぼした。さらに「多くの不動産 での劣悪な管理による問題が次々と明るみに出た |土地の境界線が曖昧」「管理不全による荒地化」など、これ 政

ることを決めた。さらに現在は、資金的な支援策も講じられ く、まだ2万件の証書が不在である。政府はこの政策を延長 取り組みであり、目覚ましい成果だ。しかし決して十分ではな 8545 件、およそ13万696 平方キロ分の所有権証書の 証書復元のための方策を立てた。それによって、これまでに 人や土地測量技師などが結集し、知識と技能を総動員 所有権証 不動産の生前贈与を促進する制度も作られた。 元を実現。これはヨーロッパ全域でも未だかつてない 府は2006 年にジルテクという専門機関を創設 |書の再作成を目的にした特別な政策を進めた。公証 新 į, 復

共通の不動産制度整備に加え、 策を講じているが、問題はまだまだ山積みである。今後は全島 検討しなければならない。 政府はコル シカの不動産管理不全を問題として積極 個 々のケースに応じた方法も 的 に対

Profile ダニエル・ポルヴレリ Daniel POLVERELLI 著書に「コルシカにおける不動産承継の特質」

理できず、所有者の存在も証明できない。不動産の売買もでき

ンスの法律では所有権証書がなければ、役所が土地台帳を管

「所有権証書の不在」であった。

フラ

コルシカ大学講師。管理チームの関連メンバー。 ●コルシカ経済発展機構事務局長。法学博士。 Â 弁護士資格(CAPA) b i a を 有す

a n